

平成28年度 就園料補助金申請の受付

対象者 町内在住で、保育所や幼稚園に在園するお子さんを養育し、次のいずれかに該当する方

- ・児童扶養手当受給資格に該当するひとり親家庭の父もしくは母
- ・児童扶養手当受給資格に該当する扶養義務者
- ・前年度分町民税非課税世帯
- ・生活保護世帯

内容 対象となる保護者に保育料の一部を補助します。補助額は、負担する月額保育料によって変わります。
※補助限度額 年額 24,000 円

申請方法 在園している保育園や幼稚園の証明が必要です。事前に子育て健康課まで申請書を受け取りに来てください。

申請期限 4月20日(水)

申請・問合せ 子育て健康課 子育て支援係 TEL84-5544



平成28年度 固定資産課税台帳の閲覧 土地・家屋価格帳簿の縦覧

【閲覧】
納税義務者やその他の方(借地・借家人など)は関係する固定資産についての固定資産課税台帳の閲覧が次の期間中は無料でできます。
※閲覧は通年可能(期間外は有料)です

【縦覧】
他の土地や家屋と比較して適正であるかを判断できるように土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧が次の期間のみできます。

対象者 町内の土地または家屋を所有し、納税している方

内容 「土地・家屋価格等縦覧帳簿」に記載されている事項
土地価格等縦覧帳簿…所在地番、地目、地積、価格
家屋価格等縦覧帳簿…所在地番、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

【共通事項】
期間 4月1日(金)～5月31日(火)
※土、日、祝日を除く
時間 8:30～17:15
場所 税務課 資産税係窓口
費用 無料
持ち物 印鑑、本人確認できる書類(運転免許証など)

閲覧の注意事項
○所有者本人や同一世帯の方以外が申請される場合は、所有者の委任状を併せてお持ちください。
○借地、借家人の場合は、賃貸借契約書など権利関係の確認ができる書類が必要です。

閲覧・縦覧共通の注意事項
○納税通知書、運転免許証、健康保険証などで本人であることを確認します。

問合せ 税務課 資産税係 TEL83-1224



消費者被害防止講演会のご案内

高齢者をねらった悪徳商法は、年々巧妙化しています。自分は大丈夫と思わず心構えが必要です。被害を防ぐためには、知識を身に付けることが大切です。多くの方のご参加をお待ちしております。

日時 3月24日(木) 13:30～15:00

場所 役場 1階 1AB会議室

内容 「消費者被害に遭わないために」～だまされない!信じない!～

講師 消費生活専門相談員 三橋 恵子 氏

申込方法 3月22日(火)までに電話でお申し込みください。
※当日参加も可能です

申し込み・問合せ 福祉課 高齢介護係 TEL83-1226
町地域包括支援センター TEL83-1191



(仮称) 松田町自治基本条例策定審議会委員を公募します

町では、「協働のまちづくり」を実現するため、その基本理念を定める「(仮称)松田町自治基本条例」の策定に取り組みます。ついでには、条例策定を検討するにあたり審議会を設置し、その委員を町民の方から公募します。公募概要などの詳細は、広報まつだ4月号でお知らせします。

自治基本条例とは?
町民・議会・行政それぞれの役割と責務・権利などを明確にし、「協働のまちづくり」を推進するための条例です。

委員の役割
条例(案)策定に関し、必要な事項の検討を行います。
※審議会は、平成28年度中に5回程度の開催を予定しています

問合せ 政策推進課 経営戦略係 TEL83-1222

～農業者の方へ～ 野生鳥獣による農作物被害届の提出にご協力ください

野生鳥獣による農作物被害は増加する一方ですが、農業者からの被害届の提出件数が少なく、被害届を基に公表される被害実績が過少となっているのが現状です。実際の被害状況が把握できなければ、被害防止対策などの検討も困難となるため、被害にあった際は被害届の提出をお願いします。被害届は農協各支店のほか、役場や寄出張所でも受け付けを行っていますのでご協力をお願いします。

問合せ 観光経済課 商工農林係 TEL83-1228
JAかながわ西湘 組織広報課 TEL47-8183



チャイルドシート購入補助制度

対象 町内在住で、6歳未満のお子さんを養育し、国土交通省認定のチャイルドシート(中古品は除く)を購入した方。ただし、申請は子ども1人につき1回限りです。

補助金額 購入金額の2分の1(100円未満切捨て) 上限5,000円

申請方法 領収書、取り扱い説明書、印鑑(シャチハタ・ゴム印以外のもの)、通帳・キャッシュカードなど口座番号が分かるものを持参のうえ、子育て健康課にある申請書を提出してください。

申請・問合せ 子育て健康課 子育て支援係 TEL84-5544



身体障害者手帳を所持している方へ 「福祉タクシー券」「自動車燃料費助成」が4月から切り替わります

【福祉タクシー券】
助成内容 重度の障害児者がタクシーを利用する際、町が費用の一部(初乗り運賃分)を助成することで、外出支援をすすめています。
○腎臓機能障害で人工透析を受けている方 48枚/年(4枚×12カ月)
○上記以外 24枚/年(2枚×12カ月)

対象者 町内在住の方で次のいずれかに該当する方(施設入所の方や自動車燃料費の助成受給者は利用できません)
○身体障害者手帳を所持し、下肢・体幹・視覚・内部に係る障害の程度が1・2級の方
○療育手帳Aを所持している方
○精神保健福祉手帳1級を所持している方

申請方法 3月23日(水)以降に福祉課へ次のものを持参してください。
○身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳(上記対象者の要件が分かる手帳)
○印鑑
○前年度分未使用の券(引き続き助成を希望する場合)

【自動車燃料費助成】
助成内容 在宅重度身体障害者が自ら運転する場合に、町がその燃料費の一部を助成することにより、社会参加の促進を図ります。
○腎臓機能障害で人工透析を受けている方 2,000円/月
○上記以外 1,500円/月

対象者 町内在住の方で、本人または同居する家族が所有する自家用車を自ら運転し、次に該当する方(福祉タクシー助成の助成受給者は利用できません)。
○身体障害者手帳を所持し、下肢・体幹・視覚・内部に係る障害の程度が1・2級の方

申請方法 3月23日(水)以降に福祉課へ次のものを持参してください。
○身体障害者手帳
○印鑑
○運転免許証
○車検証(自家用車であることを確認するため)
○通帳・キャッシュカードなど口座番号が分かるもの(振込先を確認するため)

問合せ 福祉課 福祉推進係 TEL83-1226



